

外国人受入環境整備交付金に関する緊急提言

外国人の生活を身近で支える基礎自治体においては、これまでも、外国人からの様々な相談に多言語で対応し、また、生活に必要な情報を多言語で発信するなどして、多文化共生社会の実現のための各種取組を進めてきており、在留外国人の増加に伴い、一元的相談窓口の設置自治体数も増加している。

あわせて、人材不足が深刻化し、外国人が日本の経済社会の担い手となっている中、令和9年までに育成就労制度が創設されるなど、在留外国人は今後も増加していくことが想定されている。国においては、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」や「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を策定し、政府一丸となって外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこととしている。

このような中、昨年12月の「外国人受入環境整備交付金」に関する説明会において、令和7年度の取組について説明が行われたが、経費を適正化するため、1日あたりの相談件数に応じた人件費交付率を設定することや、相談員が他業務を兼務している時間は人件費の対象としないこと、外国人住民数5,000人未満の市町村については多言語対応経費を交付対象外とし、国が実施する通訳支援事業を利用することなどの方針が示された。在留外国人の増加に加え多国籍化も進んでおり、日本人と外国人が地域で安心して生活していくためには、様々な相談体制の強化を行う必要がある一方で、令和7年度の取組方針については、交付金額が実質的に縮小する恐れがある内容となっており、財政負担の増加や外国人の利便性低下などを懸念する声が上がっている。

については、都市自治体における外国人の受入環境整備のため、一元的相談窓口の設置・運営を十分に行えるよう、下記の事項について、必要な措置を講じること。

記

1. 人件費等の交付要件の見直し等にあたっては、外国人の受入れが進む中、都市自治体は、外国人からの生活相談等きめ細かな対応を行うため、相談体制を強化していくことが見込まれることから、ヒアリングや実態調査を行い、都市自治体の課題を十分に把握し、地域の実情に応じた一元的相談窓口の運営に支

障をきたすことがないよう対応すること。

2. 外国人受入環境整備交付金について、都市自治体の実情を勘案したうえで、十分な財源を確保すること。
3. 外国人住民数 5,000 人未満の市町村については多言語対応経費を交付対象外とし、国が実施する通訳支援事業を利用するとの方針が示されたが、同事業については、通訳の確保が困難な小規模自治体における相談対応や、少数言語話者の相談対応などに効果的であるものの、電話がつながりにくいなどの声もあるため、通訳人や回線数の拡充を図るなど、円滑な利用ができるよう、十分な対応を行うこと。

令和 7 年 1 月 20 日

全 国 市 長 会